

## 高槻市総合計画審議会傍聴要領

## 1 趣旨

この要領は、高槻市総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

## 2 傍聴の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の会場の入口において、会議の開催時刻の30分前から先着順に行う。傍聴の希望者は傍聴希望者受付票に氏名・住所を記入し、会議の長の許可を受ける。
- (2) 傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超えるときには、抽選により傍聴者を決定する。
- (3) 前2項により許可を受けた者に高槻市総合計画審議会傍聴許可証を交付する。

## 3 傍聴を許可しない者

次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

## 4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たりこの要領に違反したときは、会議の長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができることとする。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議の長が定める。

## 附 則

この要領は、令和 年 月 日から実施する。

高槻市総合計画審議会傍聴希望者受付票

開催日時	氏名	住所	受付番号	結果
令和 年 月 日				許可・不許可

---

No \_\_\_\_\_

高槻市総合計画審議会傍聴許可証

高槻市総合計画審議会

---

## 高槻市総合計画審議会を傍聴される方へ

1 傍聴される方は静かに席につき、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

2 傍聴者が会議を傍聴するに当たり上記の事項を守っていただけないときは、会議の長は注意し、なお、これに従わないときは、退場とする場合がありますのでご注意ください。

3 次の事項に該当する方は、傍聴できません。

- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者